

法曹養成課程における国際法曹人材の育成に向けた
学生模擬裁判・模擬仲裁イベントに対する支援要望書

令和元年9月6日

国際商取引学会

会長 高杉



第1 要望の趣旨

国際紛争等が増大する中、高い英語能力を備えた国際法曹人材の育成は、極めて重要な課題である。関係省庁が、高い英語能力を備えた国際法曹人材の育成のため、「模擬仲裁日本大会」などの学生模擬裁判・模擬仲裁イベントへの参画・強力な支援をはじめとする有効な各施策を緊急に講じていただくことを要望する。

第2 要望の理由

1 国際法曹人材の必要性

国際紛争等が増大する中、高い英語能力を備えた国際法曹人材の育成は、極めて重要な課題である。骨太の方針2019においても、「国際法等の知見を持つ国際法務人材の育成」が盛り込まれ、政府の方針とされている。また、民事司法制度改革の一環として政府を挙げて進められている国際仲裁・国際調停の活性化の観点や、企業法務部門の強化の観点からも、それに携わる高い英語能力を備えた国際法曹人材が必要不可欠である。

2 国際法曹人材の育成方法

早期段階での国際法曹人材の育成のための最適かつ効果的な実務プログラムは、法科大学院生・法学部生が英語による弁論等で競い合う「学生模擬裁判・模擬仲裁（世界大会）」である。欧米にとどまらず世界各国において、国際機関や国際交渉・法務の場面で幅広く活躍できる国際法曹人材の育成のため、「学生模擬裁判・模擬仲裁（世界大会）」プログラムが積極的に活用され、政府や大手ローファーム等のサポートに

より大規模に開催されている。

わが国の情勢に照らしても、「学生模擬裁判・模擬仲裁（世界大会）」プログラムの活用は、質・量ともに豊富な法曹の養成を目指す、現在進行中の法曹養成制度改革にも合致するものであるし、国際交渉や国際法務の場面でのわが国の競争力の強化に大いに資するものである。

3 わが国の現状と問題点

世界的に展開されている「学生模擬裁判・模擬仲裁（世界大会）」プログラムとしては、国家間紛争を素材とする「Philip C. Jessup International Law Moot Court Competition」（ジェサップ）と国際商取引紛争を素材とする「Willem C. Vis International Commercial Arbitration Moot」（ヴィスマート）などがあり、その2つに対応する「国内大会」として、日本国際法学生協会主催の「国際法模擬裁判大会（ジェサップ）」と国際商取引学会主催の「模擬仲裁日本大会（ヴィスマート）」が開催されている。

しかし、現状において、これらの大会に参加するのは国内のごく一部の大学のみ〔※1〕であり、かつ、参加大学においても教員のボランティアベースの支援で成り立っているのが実情である。そのため、世界大会に出場しているわが国の大学の成績も、残念ながら、著しく低順位〔※2〕にとどまっており、最近では政府の支援を受けているアジアの振興国にも大きく遅れをとっている。

このような現状を打破し、一定数の高い英語能力を備えた国際法曹人材を安定的に育成するためには、法曹人材育成の一環として、「模擬仲裁日本大会」などの学生模擬裁判・模擬仲裁イベントに対する産官学の全面的バックアップ、とりわけ国を挙げた取組みとするための政府による積極的参画・強力な支援が強く望まれる。政府がそのような積極的施策を講ずることで、例えば、産業界や司法関係者（弁護士会、渉外事務所等）のサポートが導かれ、教育関係者のインセンティブともなり、支援の輪の拡充が期待されるところである。

（※1）2019年ヴィスマート国内大会は、国内大学8校のみの参加

（※2）ヴィスマート世界大会で日本チームが予選を突破したことはなく、2018年ジェサップ世

界大会の日本チームは、参加 121 チーム中 110 位

4 政府の支援策

政府による「模擬仲裁日本大会」などの学生模擬裁判・模擬仲裁イベントに対する第一弾の支援策として、次のような取組みが求められる。

(1) 政府において、こうした模擬裁判・模擬仲裁イベントを重点的に支援する方針を政府方針とした上で、国内大会開催の共催・後援名義を付与し、主体的に運営に参画して、大会開催の周知広報（例えば、大臣賞を優秀参加校に授与するなど、政府支援のメッセージを広く対外発信することが考えられる。）に加えて財政的・人的支援を行うなど、積極的バックアップを行うこと。

(2) 英語に長けた行政官・裁判官等を、国内大会の審査役・指導役として派遣すること。さらには、弁護士会や大手渉外事務所、国際ADR関係機関、経済界等との連携を図り、民間からの財政的・人的サポートの輪を拡張する方策を講ずること。特に、学生にとってはネイティブの法律家から十分な指導を受ける機会が乏しいことから、大手渉外法律事務所の弁護士等（外国弁護士を含む）による指導サポート体制の整備が期待される。

(3) 参加校の拡大に向け、法科大学院等（学生・教員ともに）に対する参加の明確なインセンティブを付与すること（大学の単位認定や、認証評価などにおける特別措置等。重点期間・強化校の指定や、大臣表彰等）。

また、今後、英語能力を備えた国際法曹人材を育成するために検討していくべき取組みとして、例えば、次のようなことが考えられる。

(1) 法科大学院、司法試験又は司法修習の過程で、英語を修得する機会を十分に確保すること（法科大学院入試や司法試験への外国語科目の追加〔必須科目として〕や、司法修習生による国際大会の参加など）。

(2) 国際法曹人材育成の中核となる大学と課程（例えば「グローバル法曹コース」）を国内で指定し、リカレント教育も含め、国内外の特に有為な国際法曹人材の養成・確保に向けた重点的な教育・育成を行う拠点を設けること。さらには、国際法曹人材育成に向けた数値目標を設定した上で、関係省庁会議を設置し、その目標達成に向け

て省庁横断的に施策を議論し、実行していくこと。

5 まとめ

国際法曹人材の育成のため、「模擬仲裁日本大会」などの学生模擬裁判・模擬仲裁イベントへの支援をはじめとする有効な各施策を早急に講じていただくことを要望する。

以 上